

第111回 維持管理研究会 議事録

1. 開催日時 : 2020年 10月22日 (木) 15:30~17:30
2. 場 所 : Zoomリモート開催
3. 出席者 (敬称略) 12名
小田、井上、葛西、金子幸、古村、澤田、清水、守護、徳山、柳谷、山下、中谷 (記)
4. 研究テーマ
今回は、古村さんから今年7月に発生した球磨川氾濫により、熊本工場勤務の従業員住居が被災し悩んでいる従業員に対する対応策とBCについて熱く語って頂いた。
※従業員を守る = 被災従業員の生活再建支援 = 企業活動の維持 (BC)

数名の従業員の方が自宅を被災し、住宅ローン残高も多くあり解決策もなく悩んでいる状況であった。工場は高台にあり、被害は発生していない。

- 自助や公助で足りない部分を会社としてどうするべきか？
 - ・公助 (国・県・市町村) は他国に比べれば充実しているほうですが、必ずしも十分ではありません。内容がわかりにくいものもたくさんあります。
 - ・コロナの影響で、ボランティアの活動も限定的です。
 - ・火災保険もすべてのリスクをカバーしているわけではありません。

■ 会社・全世界 森松従業員の支援メニュー

[展開中]

- ・貸付金規程の拡大運用 ・社宅管理規程の拡大運用 ・火災保険診断
- ・利用可能性のある公助 (国・自治体等) の案内
- ・私的債務整理に関する相談・弁護士紹介
- ・全世界森松従業員より義援金を募り、罹災従業員に給付
- ・慶弔見舞金規程、互助会規約に基づく見舞金
- ・従業員による片付け作業支援
- ・被災従業員/片付け作業支援従業員を出勤扱い
- ・住宅ローン借入先に対するリスク支援

[調整中]

- ・カーリースに対する与信付与
- ・福岡、熊本工場斜面崩壊リスクサーベイ

■ 貸付金規程の拡大運用

自宅大規模半壊以上 : 300万円

自宅半壊・本人実家大規模半壊以上 : 200万円

上記以外の被害 : 100万円

個々の被害を合算し通常枠とは別個に最大500万円を貸付

返済期間は10年もしくは満65歳到達の月末までとし、月々の返済額は5万円をベースに

個別に設定する。 <無利息・無担保>

■ 社宅管理規程の拡大運用

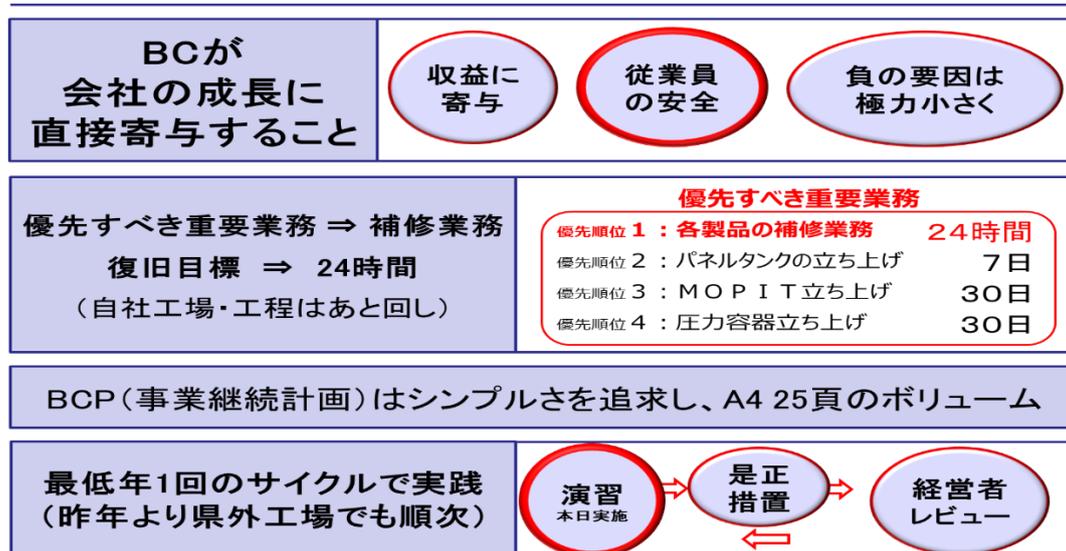
- ・転居を伴う異動従業員向けの制度を被災従業員に拡大
- ・対象は本人及びその家族が実際に住まうアパート・借家（実家等は対象外）
- ・年内は共益費・駐車場代・借家賠償料含め全額会社負担

2021.1以降は社宅管理規程の定めに従う

→みなし仮設住宅の適用から漏れてしまった場合等にご活用ください。

（床下乾燥ふくめ、住宅の補修には思わぬ時間を要することがあります）

■ モリマツ BC の骨子



5. 所見

実被災経験をもとに大切な従業員への対応は、大変重要なことであることを再認識させられた。参加メンバーからも大変勉強になったので、今後自社の事前対策として検討を進めたい。

※次回開催日（予定）

2020年11月19日（木）15：30～17：30

以上